

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令案要綱

第一 中小企業者の範囲

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の適用対象となる中小企業者の範囲を定めること。

(第一条関係)

第二 保険料率に関する事項

中小企業信用保険法の特例に係る保険料率を定めること。

(第二条関係)

第三 特許料の軽減に関する事項

一 特許料の軽減に関する手続に必要な申請書の記載事項等を定めること。

(第三条関係)

二 特許料の軽減の額を定めること。

第四 出願審査の請求の手数料の軽減に関する事項

一 出願審査の請求の手数料の軽減に関する手続に必要な申請書の記載事項等を定めること。

(第四条関係)

二 出願審査の請求の手数料の軽減の額を定めること。

第五 附則

一 この政令の施行期日について規定すること。

(附則第一条関係)

二 中小企業政策審議会令の一部を改正すること。

(附則第二条関係)